

奈良県議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和七年三月二十七日

奈良県議会議長 中野 雅史

## 奈良県議会規程第一号

奈良県議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程

奈良県議会個人情報保護条例施行規程（令和五年三月奈良県議会規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第七号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第十号中「番号」の下に「又は同法第九十五条の二第二項第一号の免許情報記録の番号」を加え、同条第十一号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改める。

第十条第一項第一号中「健康保険の被保険者証」を削る。

第一号様式、第十四号様式及び第二十号様式中「運転免許証 健康保険被保険者証」を「運転免許証 健康保険被保険者証」を「運転免許証 資格確認書等を」に、「提出してください。ただし、」を「提示し、又は提出してください。ただし、」に、「提出してください。ただし、」を「提示し、又は提出してください。ただし、」に改める。なお、委任状は、その複写物による提示又は提出に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の奈良県議会個人情報保護条例施行規程の規定により提出されている書類は、この規程による改正後の奈良県議会個人情報保護条例施行規程の相当規定により提出された書類とみなす。